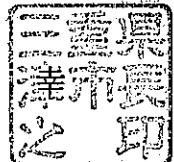


津市環保第 527 号
平成 29 年 9 月 11 日

三重県知事 鈴木 英敬 様

津市長 前 葉 泰



津市波瀬太陽光発電所造成事業に係る環境影響評価方法書に対する意見について（送付）

このことについて、三重県環境影響評価条例第 9 条第 2 項の規定に基づく環境の保全の見地からの意見の写しを別紙のとおり送付します。

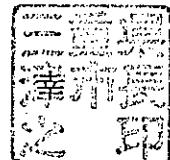
津市環境部環境保全課環境保全担当
電話番号 059-229-3140
FAX 059-229-3354
E-mail 229-3140@city.tsu.lg.jp



津市環保第 527 号
平成 29 年 9 月 11 日

株式会社サクシードインベストメント
代表取締役 濑古 恭裕 様

津市長 前 葉 泰



津市波瀬太陽光発電所造成事業に係る環境影響評価方法書に対する意見について（送付）

このことについて、三重県環境影響評価条例第 9 条第 1 項の規定に基づく環境の保全の見地からの意見を別紙のとおり送付します。

津市環境部環境保全課環境保全担当
電話番号 059-229-3140
FAX 059-229-3354
E-mail 229-3140@city.tsu.lg.jp

津市波瀬太陽光発電所造成事業に係る環境影響評価方法書に対する意見

1 総論

- (1) 市民との協働によるまちづくりの推進を図るため、その基本となる市民への情報提供、透明性の確保の観点から、環境影響評価に関する情報を積極的に提供し、理解を得ながら事業を進めること。また、その際は丁寧かつ十分な説明を行うこと。
- (2) 環境影響評価を行う過程において、項目の選定及び手法の選定等に係る事項に新たな事情が生じたときは、必要に応じ、選定項目及び選定手法等を見直すとともに、追加的に調査、予測及び評価を行うなど適切に対応すること。
- (3) 環境影響の予測にあたっては、できる限り定量的な手法を用いて評価すること。
- (4) 太陽光発電事業は、地球温暖化の原因とされる温室効果ガスを排出しないクリーンで安全な再生可能エネルギーの一つである一方で、その開発行為により森林面積が減少し、貴重な動植物の生息環境が失われることも予測される。事業の実施にあたっては、対象事業実施区域内の適正な管理办法や、区域内に生息する希少な動植物の保全措置等について十分検討を行い、可能な限り多くの自然環境が保全されるよう検討すること。

2 各論

(1) 大気質

工事については、環境負荷の少ない車両等を利用するとともに、工事車両や重機の稼働による影響を十分に考慮すること。

(2) 騒音、振動、低周波音等

ア 低騒音、低振動型の重機等を使用するとともに、工事車両や重機による騒音、振動、低周波音の影響を予測すること。

イ パワーコンディショナー等の配置については、電磁波及び低周波音による近隣住民への影響を考慮すること。

ウ 伐採した樹木を現地で破碎する場合は、騒音及び振動に関する予測及び評価を行うこと。

(3) 水質

供用時において除草剤等を使用する場合は、水質に関する予測及び評価を行うこと。

(4) 陸生動物

ア 事業実施区域及びその周辺において、近年周辺地域で多大な被害を出しているサル、シカ、イノシシ等の生息環境が変化すると考えられる。このことから、これらの行動パターンや生息状況を調査し、移動等の予測及び評価を行うこと。また、近隣農地等への獣害被害の影響について評価した上で残置森林及び造成森林の確保について検討すること。

(5) 生態系

事業実施区域は水田耕作地を含む里山であり、多様な生物が相当存在し、これまでに確認されていない生物が生息している可能性ある。このことから多様な環境に応じた調査を行い、的確な予測及び評価を行うこと。

(6) 景観

事業実施区域及びその周辺の豊かな自然景観は、本市の貴重な景観財産であり、四季を通して彩り豊かな森林景観が見られる。今回の開発行為は緑豊かな景観に影響を与える計画となることから、当該太陽光発電設備の新設に当たっては、津市景観計画に定める景観形成基準を順守し、周辺環境との調和に配慮すること。

また、事業実施区域の東側には集落が広がるとともに、主要地方道県道一志美杉線が通っているため、そこからの眺望についても眺望点に追加し評価すること。フォトモンタージュで景観予測する際は、太陽光パネルだけではなく附属設備も含めて予測し、遠景から太陽光発電設備が望見できる場合は、住民や運転手等に圧迫感・威圧感を与えないよう植栽等により配慮すること。

(7) その他

- ア ソーラーパネルの反射による光・熱・気温の実測やシミュレーションなどを行うなど、周辺地域への影響について評価すること。
- イ 強風によるソーラーパネル等の飛散流出が、周辺環境に影響を与えないよう事前に管理体制を構築し、発電所を適正に管理すること。
- ウ 発電性能の維持に関する作業を実施するに当たっては、事業実施区域の周辺農地における農業上の利用に支障を及ぼさず、また周辺農地の利用保全上必要な農道、用排水施設等の農業用施設の維持管理に支障がなく、事業実施後も従前と同様の機能が確保されるよう実施すること。
- エ ソーラーパネル設置区域の調整池及び工事中の仮設沈砂池については、造成前における里山の保水能力に代わるものとして災害防止の機能を十分満たすこと。